

6級海技士養成奨学金 返還のてびき

公益財団法人 海技教育財団

I 奨学金返還の重要性

公益財団法人海技教育財団の6級海技士養成奨学金制度は、日本内航海運組合総連合会の拠出金によって設定され、卒業生等からの返還金を、新たな奨学生への貸与原資として反復利用する方式で運営しています。

したがって、奨学金の返還が円滑を欠き、停止したり延滞したりすると、予定していた奨学生要員を減少させなければならず、後進の学生・生徒に非常に迷惑をかけることとなります。

奨学金の貸与を受けた人は、借用証書に記載したとおり確実に返還を行い、社会の信用と期待に応えなければなりません。

II 返還義務の原則

当財団の奨学生であった人（以下「あなた」という。）は、卒業、退学等にもなって、奨学金返還義務が発生します。

1 奨学生が卒業した場合

卒業の6ヶ月後から、返還をしなければなりません。

2 奨学生が退学した場合

中途退学した場合は、即時、その全額を返還しなければなりません。

ただし、特別な事情がある場合は、退学の翌月から、分割で返還することができます。

3 奨学金の繰上償還について

あなた及び連帯保証人は、いつでも貸与を受けた奨学金の全部または一部を繰上償還できます。

繰上償還するときは、事前にご連絡ください。

III 奨学金借用証書の作成

奨学金借用証書は、貸借関係の確認と今後の返還方法を取り決めるために作成します。

奨学金借用証書は奨学金の振込日より1ヶ月以内に海技教育財団へ提出してください。

なお、期限までに提出しない場合は、卒業の翌月に一括返還となります。

1 奨学金借用証書の記載

奨学金借用証書記入の要点をご覧ください。

2 就職先奨学金代行送金

就職した会社が、あなたに支払う給与の中から奨学金の返還金分を差引きし、あなたに代わって送金する方法です。

- ① 「奨学金代行返還願」を当財団に提出してください。当財団より就職先会社に依頼します。
- ② 代行送金を行っていない会社もあります。その場合「本人又は連帯保証人の直接送金」となります。なお、国及び地方自治体は代行送金を行っていません。
- ③ 退職したときは「本人又は連帯保証人の直接送金」となります。

IV 返還金の送金

1 本人又は連帯保証人の送金

- (1) 返還開始通知
「返還開始のお知らせ」を送付しますので、ご覧の上、手続きを行い、返還を開始してください。
- (2) 返還方法 申込書等は「返還開始のお知らせ」と一緒に送付します。
 - ① ゆうちょ銀行（郵便局）自動払込【引落日 毎月15日】
ゆうちょ銀行（郵便局）の口座から自動的に返還金が引落とされ、手数料は無料です。
 - ② 預金振替口座（ワイドネット）【引落日 毎月27日】
ゆうちょ銀行以外の指定金融口座から自動的に返還金が引落とされ、手数料として100円が返還金に加算されます。（例：返還額20,000円の場合、引落額20,100円）
- (3) 領収書の発行
 - ① ゆうちょ銀行自動払込、預金口座振替をご利用の場合は、領収書の発行はありません。
年1回、奨学金残高確認のための、状況表を送付します。
 - ② その他の送金の場合は、その都度領収書を送付します。

2 就職先奨学金代行送金

- (1) 返還開始通知
会社で代行送金が行われる前に、「返還開始のお知らせ」を送付します。
- (2) 領収書の発行
会社から代行送金があると、領収書は会社へ送ります。残額などを確認するときは、会社の担当者又は、海技教育財団にお問い合わせください。
- (3) 退職したとき
「本人又は連帯保証人の直接送金」になります。返還済額、返還残額、送金方法等をお知らせします。

V 返還猶予と返還免除

あなたに特別な事由があるときは、次の措置をとり「奨学金返還義務の原則」を緩和しています。電話等で連絡の上、手続きを行ってください。

1 返還猶予

- (1) 一定期間に限って奨学金の返還を繰り延べる措置で、あなたが疾病、その他正当な事由がある場合に認められます。
- (2) 申請する場合は「奨学金返還猶予願」に診断書など必要書類を添えて提出してください。
- (3) 猶予事由消滅または猶予期間終了後は、返還を再開していただきます。
- (4) 猶予前に返還不足額がある場合は、不足額を解消してから猶予開始となります。

2 返還免除

- (1) あなたが疾病又は死亡などで返還が不可能になったとき、奨学金の全部又は一部について返還を免除する措置です。
- (2) 申請する場合は、「奨学金返還免除願」に診断書など必要書類を添えて提出してください。

- (3) 一部免除後の未返還残額は借用証書に記載されている方法で返還していただきます。
返還不足額がある場合は、不足額を解消してから一部免除を受けられます。

VI 奨学金返還の完了

奨学金の返還をすべて終了（途中で一部免除などが行われた場合も含む。）すると、当財団より「完済通知」を送付し、お知らせいたします。なお、当財団に保管してある借用証書類は一括廃棄処分させていただきます。

VII 返還が滞った場合の措置

正当な理由がなく返還が遅れ、督促に対しても応じず、連絡がない場合は、次の措置をとります。

1 特別措置の停止

返還猶予、返還免除などの特別措置は、返還が遅れていると申請できません。

2 嚴重注意文書の送付

あなただけでなく、連帯保証人に嚴重注意をする文書を送ります。

3 電話及び訪問による督促

あなただけでなく、連帯保証人に電話にて督促するほか、自宅又は勤務先へ訪問による督促をします。

4 遅延損害金の賦課

正当な理由がなく返還を6ヶ月以上遅延した場合は、年5.3%の遅延損害金が賦課されます。

5 長期滞納者には法的措置

(1) 支払督促予告

督促をしても長期にわたって滞納し返還しない場合は、内容証明郵便にて履行期限を指定した請求書を送ります。

(2) 支払督促

前項の指定期限を経過しても返還しない場合は、裁判所へ支払督促の申立てをします。

(3) 仮執行宣言付支払督促

支払督促が送達されても返還しない場合は、裁判所へ仮執行宣言付支払督促の申立てをします。

(4) 強制執行

仮執行宣言付支払督促が送達されても返還に応じない場合は、裁判所へ強制執行の手続きをとり、給料、預貯金の差押えを行います。

6 返還金の償還順序

支払督促以後の手続きに要した費用は、あなたの負担となり、遅延損害金が課されている人から送金があったときは、①督促費用、②遅延損害金、③元本の順序で償還します。

返還についての注意事項

1 期限を守って約束どおりに

- 奨学金借用証書に記載したとおりの返還額を継続して返還期限までに返しましょう。
- 滞納すると返還期日終了までに完済できなくなり、遅延損害金を課されるものになります。

2 転居への連絡はすぐに

- 転居したらすぐに連絡をしましょう。連絡がなければ返還予定表等は届きません。
- 転居先を連絡しないと、それが原因で滞納することになったり、遅延損害金が課されるものになります。

3 変更事項は必ず手続きを

- あなたの氏名や連絡先に変更が生じたら、すぐに手続きをしましょう。
- 連帯保証人の変更や住所等の変更もご連絡ください。

4 返還が困難になったら手続きを

- 病気、災害など正当な理由があって返還が困難な場合

は、返還猶予、返還免除などの手続きをしましょう。

- その他の理由による返還が困難な場合も、必ずご連絡ください。

返還について疑問、質問等がありましたら、お問合わせください。

公益財団法人海技教育財団 奨学事業本部

電話 03-3265-6526 / e-mail : shogaku@macf.jp



変更事項等のご連絡や疑問、質問等のお問合わせは e-mail 又は電話で受け付けています。

借用証書記入の要点

- ❶ 学校名
- ❷ 奨学生記号番号、入学年月、氏名、フリガナを記入
- ❸ 収入印紙は借用金額に応じた収入印紙を貼付し、本人及び連帯保証人が消印
- ❹ 貸与総額
- ❺ 貸与総額のうち学校に納入された金額
- ❻ 日付は奨学金借用証書の提出日
- ❼ 本人・連帯保証人は各人が署名し**連帯保証人は必ず実印で押印し、印鑑証明書を添付**
(奨学生願書提出の時と連帯保証人、連帯保証人の印鑑に変更がない場合は印鑑証明書は不要)
- ❽ 要返還額 (学校納入金と本人受領金)
- ❾ 返還賦額
 - ・年賦・半年賦・月賦のいずれかに○ (年賦24万円、半年賦12万円、月賦2万円)
- ❿ 返還期間
 - ・卒業月の6ヶ月後より返還開始
 - ・退学した場合は、退学した翌月より返還開始
- ⓫ 返還月
 - ・年賦12月、半年賦7, 12月 (原則)
- ⓬ 返還方法
 - ・「1. 本人又は連帯保証人の直接送金」、「2. 就職会社代行送金」のいずれかに○
 - ・「2. 就職会社代行送金」を希望される方は「奨学金代行返還願」を提出
借用証書記入時点で就職先が決まっていない場合は、就職先会社名を記入せずに提出してください。
- ⓭ 本人
 - ・卒業後の連絡先を記入
- ⓮ 連帯保証人
 - ・原則父母のどちらか。それ以外の場合は、4親等以内の親族
 - ・連帯保証人になれない方**未成年者、学生、債務整理中の方、70歳以上の方**

奨学金借用証書記入について、疑問、質問等がありましたら、海技教育財団へお問い合わせください。

借用証書は奨学金の振込日より、1ヶ月以内に海技教育財団へ提出してください。
期限内に提出されない場合は、卒業の翌月に一括返還となります。

奨学金借用証書記入例

間違って記入した場合は、二重線を引き、余白に書き直してください。
字は大きくはっきりと楷書で記入してください。

印紙税額
50万円以下 400円
100万円以下 1,000円

様式 6

① 学校名 **尾道海技学院 尾道海技大学校**

② 奨学生 記号番号	尾道 第 00-0000 号	入学年月	2024 年 4 月	フリガナ 氏名	ショウガク ムツオ 奨学 六雄
---------------	------------------------------	------	--------------------------	------------	----------------------------------

③ 印紙税法による収入印紙

④ 金 **1,000,000** 円

⑤ うち学校納入金 **515,000** 円

6級海技士養成奨学金借用証書

貴財団奨学生として上記金額を借用いたしました。については貴財団の奨学金に関する諸規定を守り、下記返還方法により滞りなく返還いたします。
万一奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、返還未済金額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。

⑥ 年 月 日

公益財団法人 海技教育財団会長 殿

⑦ 本人 印
連帯保証人 実印

各人が署名し、それぞれ別個の印鑑で押印

奨学金返還方法

⑧ 要返還金額:	1,000,000 円	返還賦額:	年賦・半年賦・ 月賦 20,000 円 (最終回 20,000 円)
⑩ 返還期間:	2025 年 2 月 ~ 2027 年 3 月 (計 50 回)	⑨ 返還月:	① 毎月 2. 毎年 、 月
⑫ 返還方法:	① 本人または連帯保証人の直接送金 2. 就職会社代行送金		

⑬ 本人	本籍	東京都千代田区〇〇町1-1		
	現住所 (連絡先)	〒100-0000 東京都千代田区〇〇町1-1-1 海原マンション101		
	e-mail	〇〇〇〇@〇〇.jp	電話番号	080-0000-0000
	生年月日	2000 年 1 月 1 日	就職先	
⑭ 連帯保証人	フリガナ	ショウガク ユヰコ	本人との続柄	父
	氏名	奨学 海彦	生年月日	1970 年 2 月 2 日
	本籍	東京都千代田区〇〇町1-1		
	現住所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇町1-1-1 海原マンション101		
	e-mail	〇〇〇〇@〇〇.jp	電話番号	090-0000-0000

割印は本人、連帯保証人それぞれ押印

フリガナを記入

借用金額

借用金額のうち学校に納入された金額

提出日

借用金額を記入

年賦・半年賦・月賦のいずれかを選び金額を記入

返還開始から返還終了までの期間を記入

月賦は1に〇年賦・半年賦は2に〇をして、返還月を記入

どちらかに〇

卒業後の連絡先

番地まで正しく記入

建物名、部屋番号まで正確に記入

就職先が決まっている場合のみ記入

番地まで正しく記入

建物名、部屋番号まで正確に記入

特別奨学生は連帯保証人に関する項目（収入印紙の割印、署名等も含む。）の記入は必要ありません。

公益財団法人 海技教育財団

Maritime Academy Foundation

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル 8 階

電話 03-3265-6526 / e-mail shogaku@macf.jp